

## 令和6年度 大学等貸与奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

### 1 趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下、「（公財）日教弘」という。）は、公益事業の一環として、高等教育機関（高等学校卒業資格以上の学校）に在学し、学資金の支払が困難と認められる者に対して貸与奨学生事業規程に基づき、奨学生の貸与を実施する。

これを受け、（公財）日教弘島根支部（以下、「島根支部」という。）は、次のとおり募集する。

### 2 対象者

次の(1)～(3)のすべてを満たしている学生

- (1) 親権を行う者(奨学生志望者が成人の場合は、父母又は本人)が島根県内に在住すること。ただし、奨学生志望者に不都合が生じる場合、奨学生志望者は親権を行う者の在勤する都道府県支部に申請することができる。
- (2) 国・公・私立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及びそれらに準ずる学校（以下「学校」という。）に在学（既に在学している者のほか、新たに入学を許可され入学手続を終えた者も含む。）し、学資金の支払が困難と認められる者。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在学生に限る。
- (3) 応募年度の4月1日時点で30歳未満であること。

### 3 貸与期間及び金額

#### (1) 貸与期間

正規の最短修業期間とし、2(2)に示す学校に在学する期間を通算して4年以内

#### (2) 貸与金額

修業期間1年につき25万円とし、最高限度額は100万円

### 4 採用決定等

採用は、島根支部が設置する奨学生事業選考委員会の選考を経て、島根支部長が（公財）日教弘理事長に推薦し、理事長が採用を決定する。

なお、予算の範囲内で第一次採用者と第二次採用者（（公財）日教弘より奨学生貸与予算の再配分があった場合に限る。以下同じ。）を決定する。

第一次採用者は6月下旬までに、第二次採用者は8月中旬までに「奨学生採用内定通知書」により該当者に通知する。

### 5 交付時期等

第一次採用者は8月上旬（予定）に、第二次採用者は9月下旬（予定）に貸与額全額を一括交付する。

### 6 利息

無利息（ただし、返還が遅れると10(5)の延滞金が生じる。）

### 7 応募方法

#### (1) 応募期間 令和6年4月10日から令和6年5月10日（当日消印有効）まで

#### (2) 提出書類

①奨学生申請書（様式1）

②貸与奨学生付属調査票（様式4）

③連帯保証人の収入に関する証明書

（市町村発行の所得証明書や源泉徴収票等いずれも直近のもの）

（所定の「収入及び所得証明申請書」による。）

④在学証明書（原本）

\*①、②及び③の「収入及び所得証明申請書」は添付のものを使用すること

### (3) 提出先・問い合わせ等

〒690-0887 松江市殿町33  
公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部事務局 奨学金係  
TEL 0852-24-1059  
FAX 0852-31-6089

## 8 返還方法

### (1) 返還の始期

原則として、その学校を正規の最短修業期間で卒業した年の12月

### (2) 年賦での返済

8年以内、ただし、借用金額が100万円の場合には10年内  
具体的な返還方法は、(次表)のとおり。

借用金額\返還回数	5回	8回	10回
100万円			10万円／年
75万円		10万円／年 (最終回のみ5万円)	
50万円	10万円／年		
25万円	5万円／年		

## 9 その他

### (1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出書類は、(公財)日教弘の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に基づき、秘密を保持し目的以外には利用しない。

## 10 注意事項

### (1) 連帯保証人

奨学生の申込みには連帯保証人が必要。

なお、貸与決定後に提出する「奨学生用証書」に、連帯保証人の「印鑑証明書」及び「所得証明書」の添付が必要となる。

### (2) 申請書、借用書の自書等

申請書、借用書は、奨学生本人及び連帯保証人それぞれが自書、押印(シャチハタ等の自動印は不可)すること。

なお、連帯保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑であること。

また、自書でない場合は、申請書、借用書の再提出を求めることがある。

### (3) 奨学生の繰り上げ返還等

奨学生貸与期間又は返還期間中に、奨学生が学籍を失ったり、適当でない行為があつたりした場合などには、(公財)日教弘は規定により貸与した奨学生の全額を直ちに返還請求する。

### (4) 奨学生の返還猶予又は減免

災害等により奨学生の返還が困難と認められる場合には、規定により猶予又は減免を行う場合もある。

### (5) 延滞金

債務者等(奨学生又は連帯保証人)が年賦の返済を延滞したときは、規定に基づき延滞金を徴収する。

### (6) 成果報告書の提出

卒業後、速やかに卒業論文概要又は学習成果報告書及び奨学生の主な使途を記載した報告書(A4判1枚の所定の様式)を提出すること。